

(2) 動植物園等と連携した生息域外保全等の推進

～「認定希少種保全動植物園等」制度の創設～

現状と課題

- ツシマヤマネコ、トキ、ムニンノボタン等の一部の種は、動植物園等の協力を得て生息域外保全や野生復帰の取組を実施。
- 動植物園等の種の保存等に対する役割を認める制度は存在せず、生息域外保全等の取組は、各動植物園等の自主的な協力に頼っている。動植物園等の間で、繁殖等のために個体を移動する際には、譲渡し等の許可手続き(第13条)が必要であり、手続きの緩和が必要。
- 野生動植物種の生息状況等の悪化に伴い、生息域外保全が必要な種の数が増大の一途。生息域外保全を政府の力だけで実施することは限界があることから、今後、関連団体等と密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠。



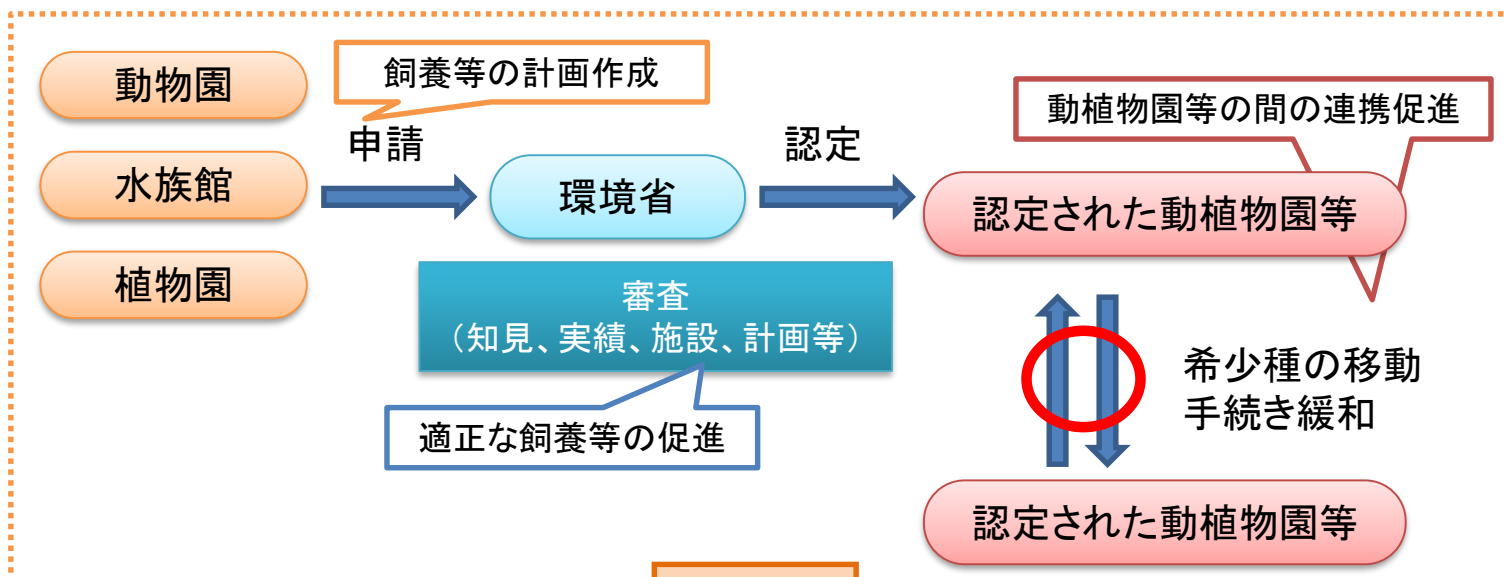
ツシマヤマネコ



ムニンノボタン

改正内容

- 希少種の保護増殖という点で、適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定する制度を創設(第48条の4等)。計画の策定を通じて、積極的な連携を図るとともに、譲渡し等の規制緩和(第48条の10)等を通じて、生息域外保全を更に推進。



✓積極的な連携体制の構築

✓譲渡し等の規制緩和

生息域外保全や普及啓発等のより一層の促進